

千葉市市民の森維持管理業務協力団体等報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の森の維持管理に関する業務について自発的に協力する地域団体等に対し、千葉市市民の森設置事業実施要綱第1条の規定による報償金の交付について定め、もって緑化思想の啓発を図るとともに、緑と水辺の都市づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民の森」とは、千葉市市民の森設置事業実施要綱第2条に基づき設置したものをいう。

2 この要綱において「維持管理に関する業務」とは、次の各号に掲げる作業等をいう。

- (1) おおむね月2回以上の園内のごみの清掃
- (2) 清掃後のごみの袋づめ
- (3) 市民の森施設の損壊等の連絡
- (4) その他市民の森の維持管理に関すること

3 この要綱において「地域団体等」とは、市民の森の維持管理に関する業務を行う町内自治会、老人クラブ等のうち、千葉市市民の森設置事業実施要綱第7条第1項の規定により市長が認めたものをいう。

(報償金の交付)

第3条 報償金の交付は、市民の森の維持管理に関する業務を実施した地域団体等に対して行う。

(報償金の額)

第4条 1年あたりの報償金の額は、市民の森の維持管理に関する業務面積1平方メートルにつき15円を乗じて得た額とする。ただし、150,000円を限度とする。

2 年度途中で市民の森維持管理に関する業務を中止したとき、又は業務の面積を変更したときの当該年度における報償金の額は、第1号の規程により算出した額を12で除した数(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「月額」という。)に業務の中止の場合は、当該年度における業務期間の月数(1月未満の期間は、1月に切り上げる。)を乗じて得た額とし、面積の変更の場合は、当該年度におけるそれぞれの面積で業務を実施した期間の月数(月の途中で変更した場合は当該月のなかで日数の多い面積の額)を乗じて得た額の合計とする。

(報告書の提出)

第5条 市民の森の維持管理に関する業務を実施した地域団体等は、次

の表の定めるところにより市民の森維持管理業務実施報告書(別紙様式)を市長に提出しなければならない。

区 分	管理業務実施月	提 出 期 限
上 半 期	4月から9月まで	10月10日
下 半 期	10月から翌年3月まで	3月31日

(報償金の交付期間)

第6条 報償金は、翌年4月に交付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から実施する。

市民の森維持管理協力申請書

年 月 日

(あて先) 千葉県 市長

申請者 団体名

代表者住所

〒

代表者氏名

T E L

(連絡先電子メールアドレス)

@

団体構成人員 名

市民の森の維持管理に関する業務について、下記のとおり協力いたします。

記

1. 市民の森名 _____ 市民の森
2. 期 間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
3. 協力内容 (1) おおむね月2回以上の園内のごみの清掃
(2) 清掃後のごみの袋づめ(可燃物、カン、ビン等の分別収集)
(3) 市民の森施設の損壊等の連絡
(4) その他市民の森の維持管理に関すること
4. 報償金の振込先

金融機関名	支店名	店番号	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

千葉市市民の森維持管理協力団体等承認書

年 月 日

千葉市長

下記市民の森の維持管理について協力する団体等として承認します。

記

1. 市民の森名
2. 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 団 体 名 等
4. 代 表 者 氏 名
5. 年 間 報 償 金
6. 管 理 依 頼 内 容
 - (1) おおむね月2回以上の園内のごみの清掃
 - (2) 清掃後のごみの袋づめ(可燃物、カン、ビン等の分別収集)
 - (3) 市民の森施設の損壊等の連絡
 - (4) その他市民の森の維持管理に関すること。

